

関係機関 各位

プロパー融資借換特別保証制度（略称：プロパー借換）の創設について

岐阜県信用保証協会

金融機関に対して経営者保証を含む保証人を提供した既往のプロパー融資について、金融機関において保証人を解除する意向はあるものの、その全部について解除することが困難な場合等において、一定の要件を満たすことを条件として、保証人を提供しない本制度への借換えを認めることにより、経営者保証に依存しない融資慣行の確立を更に加速させ、もって中小企業者の事業の発展の促進を図ることを目的とした保証制度が創設されました。

【概要】

<p>申込人資格要件</p>	<p>申込金融機関から経営者保証を提供したプロパー融資を受けており、次の（１）から（４）までに定める全ての要件※1を満たす法人。 （１）から（３）までについては、信用保証協会への申込日の直前の決算によるものとし、（４）については保証協会申込日に満たすことを要する。 （１）資産超過であること。 （２）EBITDA有利子負債倍率※2 1.5倍以内であること。 （３）法人・個人の分離がなされていること。 （４）返済緩和している借入金がないこと。</p> <p>※1 申込人資格要件について、経保解除を目的としたプロパー融資の借換えを認めている「事業承継特別保証制度」と同じ財務要件。 ※2 EBITDA有利子負債倍率 = (借入金・社債 - 現預金) ÷ (営業利益 + 減価償却費)</p>
<p>申込方法</p>	<p>金融機関経由</p>
<p>保証限度額</p>	<p>2億8,000万円（組合等 4億8,000万円） 普通保険にかかる保証2億円（組合等 4億円）無担保保険にかかる保証 8,000万円 なお、普通保険にかかる保証及び無担保保険にかかる保証ともに一般分に限る。</p> <p>保証限度額は、申込金融機関における経営者保証の提供がないプロパー融資残高の範囲内</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin: 10px 0;"> <p>①経営者保証を付さないプロパー融資残高 + ②本制度と同時に実行する経営者保証不要とするプロパー融資金額 + ③本制度と同時に経営者保証を解除するプロパー融資金額</p> </div> <div style="display: flex; align-items: center; justify-content: center; margin: 10px 0;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-right: 10px;"> ④経営者保証を付さないプロパー融資残高 (①+②+③) </div> <div style="font-size: 2em; margin-right: 10px;">≥</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-left: 10px;"> ⑤本制度の利用残高 ※3 ⑥本件保証金額 ※4 </div> </div> <p>※3 申込金融機関における本制度の既保証分も含む。 ※4 本制度の実行金額⑥は⑤の内数。</p>
<p>保証割合</p>	<p>責任共有対象（80%保証）</p>
<p>対象資金</p>	<p>事業資金であって、経営者保証（個人に限る。以下同様）を提供している申込金融機関の既往プロパー融資の返済資金 （注）官民で適切にリスクを分担する観点から、借換対象となる既往プロパー融資は「経保あり」に限るとともに、借換可能額に上限等を設定。また、借換対象として他行プロパー融資は不可とする。</p>

対象金融機関	約定書締結金融機関
返済方法	一括返済又は分割返済
保証期間	一括返済： 1年以内 分割返済： 10年以内（据置期間1年以内）
保証料率	借入金額に対し0.45%～1.90%
担保	必要に応じて徴求するものとする
保証人	徴求しない
貸付形式	証書貸付又は手形貸付
貸付金利	金融機関所定利率
添付書類	（1）財務要件等確認書 資格要件・金融機関の責務・保証限度額 （2）借換債務等確認書 借換（内入れ）対象資金（経営者保証を提供している既往プロパー借入金）の内容等
金融機関の責務	<p>申込金融機関は、本制度による保証付融資の実行と原則同時に次の（1）、（2）のいずれか、または両方を満たすこととする。</p> <p>（1）経営者保証を不要とし、かつ、保全※5のないプロパー融資を実行すること</p> <p>（2）経営者保証を提供している既往のプロパー融資（本制度による返済部分を除く。）の全部又は一部について経営者保証を解除し、かつ、解除したプロパー融資については保全がないこと</p> <p>※5 保全額の考え方は「金融機関との連携により経営者保証を不要とする取扱い」と同様である。詳細は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・担保による保全の場合には申込金融機関の定めによる担保評価に基づく保全額、保証会社等による保証の場合には保証額。 ・不動産担保に限らず、預金担保や流動資産担保、有価証券担保等についても保全として扱う。また、手形割引や電子記録債権割引など申込金融機関の基準により、取引額に対してその一部（または全部）に保全が図られているとみなすものについても保全として扱う。
取扱期間	令和6年3月15日から令和9年3月31日迄

お問い合わせ先は、右記 QR コードを読み取ってご確認ください。

